

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課) (11・18掲示)	4
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防政策課)	5
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	5

規 則	

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月2日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第116号
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（平成元年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則
第1条中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定に基づく同法第20条の規定による養育医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）に要する費用の徴収及び」を削り、「徴収について」を「徴収に関し」に改める。
第2条中「養育医療の給付又は」を削る。
第5条中「養育医療の給付に要する費用の徴収及び」を削り、「徴収について」を「徴収に関し」に改める。
附則第1項の見出し及び附則第2項を削る。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収額の基準月額	徴収額の基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯	4,500	450
	均等割の額のみで、所得割の額のない世帯	C 1階層	450
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の年額が右の区分に該当するもの	5,800	580
	所得税の年額	C 2階層	580
	2,400円以下	D 1階層	690
	2,401円～ 4,800円	D 2階層	760
	4,801円～ 8,400円	D 3階層	850
	8,401円～ 12,000円	D 4階層	940
	12,001円～ 16,200円	D 5階層	1,100
	16,201円～ 21,000円	D 6階層	1,250
	21,001円～ 46,200円	D 7階層	1,620
	46,201円～ 60,000円	D 8階層	1,870
	60,001円～ 78,000円	D 9階層	2,310
	78,001円～ 100,500円	D 10階層	2,750
	100,501円～ 190,000円	D 11階層	3,570
	190,001円～ 299,500円	D 12階層	4,400
	299,501円～ 831,900円	D 13階層	5,230
	831,901円～ 1,467,000円	D 14階層	8,070
	1,467,001円～ 1,632,000円	D 15階層	8,500
	1,632,001円～ 2,302,900円	D 16階層	10,290
	2,302,901円～ 3,117,000円	D 17階層	12,250
	3,117,001円～ 4,173,000円	D 18階層	14,380
	4,173,001円以上	D 19階層	全額
			左の基準月額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が17,120円に

					満たない場合は、 17,120円
--	--	--	--	--	---------------------

- 備考 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額を計算する場合にあっては、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合は、そのことを考慮するものとする。
- 2 この表において「所得税の年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の年額をいう。ただし、当該所得税の年額を計算する場合にあっては、次に掲げる規定は、適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金並びに同項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第10項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第5項、第10項、第11項及び第14項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 この表において「全額」とは、療育の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）の当該療育の給付に要した費用について、知事の支弁すべき額又は当該費用の総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。
- 4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税及び所得税の課税の有無により行うものとする。
- 5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額又は前年分の所得税の年額が判明しない場合は、判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額又は前前年分の所得税の年額によるものとする。
- 6 同一世帯から2人以上の被措置者が同時に療育の給付を受ける場合においては、その月の徴収額が最も多額な被措置者以外の被措置者については、「徴収額の基準加算月額」欄の額により徴収額を算定するものとする。
- 7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額（D19階層に係るものを除く。）は、「徴収額の基準月額」欄又は「徴収額の基準加算月額」欄の額をその月の実日数で除して得た額にその月の療育の給付を受けた日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。
- 8 この表の規定により算定した額が療育の給付に要した費用の額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該費用の額とする。
- 9 備考8の規定による徴収額又はD19階層に係る徴収額に10円未満の端数を生じたとき

は、当該端数を切り捨てるものとする。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

<p>費用徴収額決定通知書</p>			
		第 年 月 日	号 日
<p>様</p>			
高知県知事			
<p>高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。</p>			
療育の給付を受ける者の氏名		公費負担医療の受給者番号	
決定した徴収額	月額 円		
<p>(教示)</p> <p>1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

第2号様式（第4条関係）

費用徴収額変更通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。

療育の給付を受ける者の氏名		医療券等の交付年月日	年 月 日
変更後の徴収額	月額 円	変更後の額が適用される月	年 月から
変更前の徴収額	月額 円	変更理由	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第42条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定により平成25年4月1日前行われた養育医療の給付に係る同法第21条の4第1項の規定に基づく費用の徴収については、なお従前の例による。



高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第117号

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則（平成21年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表備考1中「、「入院患者等」を「「入院患者等」に改め、同表備考2中「途中で」を「途中で」に、「においては、」を「においては、この表の規定による」に、「表中」を「同表中」に、「1円未満」を「その額に1円未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

平成26年11月18日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長杉内法子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成26年11月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

（1）年末一時金について

- (2) 看護師及び看護助手の増員について
- (3) 看護助手の正規雇用について
- 2 日時
平成26年12月5日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。



消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成26年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成27年1月27日（火） 高知県庁正庁ホール	消火設備	午前9時から午後5時まで
平成27年1月28日（水） 〃	避難設備及び消火器	〃
平成27年1月29日（木） 〃	警報設備	〃

2 講習の受講の申請手続

- (1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
- (2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
- (3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成27年1月6日（火）から同月16日（金）までの間に受け付ける。
- (4) 講習の受講手数料
受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

- 3 講習に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第26号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成26年12月2日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成27年1月19日（月）から同月23日（金）まで

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95
	自動車教習所に関	

免許の技能検定に関する知識	する法令についての知識	パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文集、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文集のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文集の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合

習に関する技能	能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文集、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文集のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文集の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文集、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文集のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）
- 4 その他
審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。